

事 調 第 1 7 3 号
令和 5 年（2023 年）4 月 27 日

北海道開発局農業水産部農業設計課長
北海道土地改良事業団体連合会会長
一般社団法人
北海道農業土木協会会長 様
一般社団法人
北海道農業建設協会会長
一般社団法人
北海道農業土木測量設計協会会長

北海道農政部農村振興局
事業調整課技術管理担当課長

「工事数量算出要領の制定について」の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正し、下記の積算基準日から適用することとしたので通知します。

○ 2 章土工（2.1 伐開工）～通知日より適用とする。

※なお、既契約工事については、本通知日以降の設計変更より適用するものとする。

○ 9 章仮設工（9.2 土留・仮締切工）～令和 5 年 7 月 20 日以降の積算基準日から適用。

（設計積算係）